

<被扶養者認定に必要な添付書類一覧>

申請対象者		同居・別居どちらでも可				同居が条件		添付書類(当組合指定用紙・当組合が作成をお願いした書類以外は写し可) ※○数字の添付書類はすべて必要です	
		実子 養子		祖父 父母・孫(直系)	兄弟 姉妹	実子養子 以外			
		配偶者	中学生以下			高校生以上	養父母		中学生以下
申請時の被扶養者の状況									
ご家族の状況を確認する書類		○	○	○	○	○	○	○	現況書(当組合指定用紙)
続柄や同居・別居を証明する書類									住民票(世帯全員・続柄省略していないもの)
別居の場合		○	○	○	○	○	○	○	①直近3か月分の送金証明書<※1> ②別居先の住民票(世帯全員・続柄省略していないもの)
学生の場合		○	○					○	在学証明書または学生証の写し(有効期限記載部分含む)
学生(定時制・通信制・大学院生を除く)以外で1年以上無収入の場合		○	○	○	○	○	○	○	発行できる直近の年度の(非)課税証明書(給与収入の記載がある場合は①退職証明書 ②現況書「無職無収入証明書」欄署名)
パート・アルバイトで就労中の場合(学生含む)		○	○	○	○	○	○	○	直近の連続した3か月分の給与明細書(就労先がわかるもの)
パート・アルバイトを始めたばかりの場合(学生含む)		○	○	○	○	○	○	○	①雇用契約書(月収見込がわかるものに限る) ②契約以降の給与明細書(支給がある場合のみ)
被保険者であった方が、収入減により扶養範囲内に収まった場合		○	○	○	○	○	○	○	①直近の連続した3か月分の給与明細書(就労先がわかるもの) ②前健保組合発行の資格喪失証明書<※2>
被保険者であった方が、契約変更により扶養範囲内に収まった場合		○	○	○	○	○	○	○	①雇用契約書(月収見込がわかるものに限る) ②契約変更以降の給与明細書 ③前健保組合発行の資格喪失証明書<※2>
年金収入あり(老齢・遺族・障害年金等受給中のすべての年金)		○	○	○	○	○	○	○	①直近の年金振込通知書(年金改定通知書) ②発行できる直近の年度の(非)課税証明書(年金収入のみの場合)
1年以内に退職している場合(課税証明書に給与収入あり)	雇用保険受給手続きしない	○	○	○	○	○	○	○	①離職票(退職証明書も可) ②現況書「無職無収入証明書」欄署名
	雇用保険受給手続き予定(自己都合退職)	○	○	○	○	○	○	○	①離職票(退職証明書も可) ②現況書「無職無収入証明書」欄署名<※3>
	すでに雇用保険受給終了済	○	○	○	○	○	○	○	①雇用保険受給資格者証(受給終了記載部分含む) ②現況書「無職無収入証明書」欄署名
自営業者・個人事業主または不動産・配当所得等がある場合		○	○	○	○	○	○	○	①税務署の受付印もしくは受信通知のある直近の確定申告書 ②収支内訳書または青色申告決算書<※4>
被保険者と苗字が異なる場合		○	○	○	○	○	○	○	①戸籍謄本または住民票(世帯全員・続柄省略していないもの)<※5>
扶養加入理由が結婚・養子縁組の場合		○	○	○					婚姻届受理証明書・養子縁組届受理証明書または戸籍謄本<※6>
扶養者の変更の場合			○	○	○	○	○	○	①前健保組合発行の資格喪失証明書(夫婦収入逆転での変更の場合省略) ②前扶養者の収入証明書(直近給与明細3か月分等)
他の健康保険組合で任意継続被保険者(またはその被扶養者)だった場合		○	○	○	○	○	○	○	任意継続被保険者資格喪失証明書

扶養状況
確認書類

収入確認書類

その他

※複数の項目に該当する場合は、すべての証明書をご添付ください。
 ※市区町村が発行する各証明書類は、提出日から遡って90日以内に発行されたものをご提出ください。
 ※状況により、別途証明書をご提出いただく場合もございますので、その際はご協力お願いいたします。

- ◎以下に該当する方は被扶養者にはなれません。
 - ・月収108,334円以上見込まれる場合(60歳以上または障害年金等受給者は150,000円以上)
 - ・被保険者の収入の2分の1以上の収入がある場合
 - ・別居の方で、被保険者の送金額よりも多い収入がある場合、または別居先で同居している人が主たる生計維持者と判断された場合
 - ・雇用保険・出産手当金・傷病手当金等を受給中の場合(日額3,562円以上、60歳以上は日額4,932円以上)
 - ・子の申請時に、被保険者の収入額が配偶者よりも下回っている場合
 - ・対象者が海外に居住している場合(国内居住要件例外事由に該当する場合を除く)
- ◎上記以外のケースでも状況により扶養認定できない場合もございますのでご了承ください。
- ◎根拠日となる日付(退職日や婚姻日等)から当組合での受付日が60日以上経過した場合は受付日での認定となります。
- ◎出生または被保険者資格取得に伴う扶養申請で、配偶者が加入されずお子様のみ扶養加入される場合は被扶養者異動届の下部にある「配偶者収入欄」をご記入ください。
- ◎収入証明(無収入の場合のみ)を省略できる「学生」とは、定時制・通信制・大学院生・予備校生や社会人大学生(学び直しなど)を除きます。

- <※1>「送金証明書」とは、直近の連続した3か月分の銀行振込依頼書または預金通帳の写し(振込・受取名義がわかるもの)で、手渡しでの送金は認められません。(会社都合による単身赴任の場合は、「会社辞令の写し」の添付により配偶者と子のみ省略可)
- <※2>同じ就労先での「収入減」契約変更で扶養申請をする際にご提出いただく「資格喪失証明書」は加入していた健康保険組合が証明したもの(協会けんぽ加入の場合は日本年金機構発行)をご添付ください。就労先の証明では認められません。国民健康保険に加入していた場合は、「資格情報のお知らせ」写しをご添付ください。
- <※3>雇用保険受給予定の方で、受給が開始した際は受給開始日(給付制限終了日の翌日)で扶養削除の届出をしてください。
- <※4>自営業・個人事業主の場合は、原則国民健康保険の加入となります。例外的に総収入から「直接的経費」を控除した金額が扶養範囲内の収入である場合被扶養者になれます。「直接的経費」とは被扶養者認定上の経費であり、所得税法上認められている経費とは異なります。また、従業員等を雇って事業を営んでいる場合は被扶養者にはなれません。
- <※5>苗字を変更済みであっても、添付書類が旧姓のままになっている場合は、旧姓と変更後の姓がともに記載されている添付書類が必要となります。(戸籍謄本、運転免許証の表裏の写しなど)
- <※6>被扶養者が外国籍の方の場合は、続柄と在留資格確認のため住民票(世帯全員・続柄省略していないもの)をご添付ください。また、配偶者で入籍されていない方(内縁関係)も住民票(世帯全員・続柄省略していないもの)をご提出ください。その際、続柄が「同居人」等の場合は被扶養者として認められません。

<被扶養者認定に必要な添付書類一覧>

(扶養申請例)

<認定対象者>

- ・妻
- ・年金・パート収入あり
- ・現在、国民健康保険加入

<申請理由>

- ・雇用契約変更により、年金・パート収入合計で月150,000円未満かつ被保険者の収入の2分の1を下回るため

(当組合指定用紙・当組合が作成をお願いした書類以外は写し可)
※〇数字の添付書類はすべて必要です

扶養状況
 確認書類

収入
 確認書類

その他

申請対象者		同居										申請時の被扶養者の状況	添付書類					
		実養					中学生以下											
申請対象者		配偶者	中学生以下	中学生以下	中学生以下	中学生以下	中学生以下	中学生以下	中学生以下	中学生以下	中学生以下	中学生以下	中学生以下	中学生以下	中学生以下	中学生以下	中学生以下	
ご家族の状況を確認する書類		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	現況書(当組合指定用紙)
続柄や同居・別居を証明する書類																		住民票(世帯全員・続柄省略していないもの)
別居の場合		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①直近3か月分の送金証明書<※1> ②別居先の住民票(世帯全員・続柄省略していないもの)
学生の場合		○	○															在学証明書または学生証の写し(有効期限記載部分含む)
学生(定時制・通信制・大学院生を除く)以外で1年以上無収入の場合		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	発行できる直近の年度の(非)課税証明書(給与収入の記載がある場合は①退職証明書 ②現況書「無職無収入証明書」欄署名)
パート・アルバイトで就労中の場合(学生含む)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	直近の連続した3か月分の給与明細書(就労先がわかるもの)
パート・アルバイトを始めたばかりの場合(学生含む)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①雇用契約書(月収見込がわかるものに限る)②契約以降の給与明細書(支給がある場合のみ)
被保険者であった方が、収入減により扶養範囲内に収まった場合		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①直近の連続した3か月分の給与明細書(就労先がわかるもの)②前健保組合発行の資格喪失証明書<※2>
被保険者であった方が、契約変更により扶養範囲内に収まった場合		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①雇用契約書(月収見込がわかるものに限る)②契約変更以降の給与明細書 ③前健保組合発行の資格喪失証明書<※2>
年金収入あり(老齢・遺族・障害年金等受給中のすべての年金)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①直近の年金振込通知書(年金改定通知書) ②発行できる直近の年度の(非)課税証明書(年金収入のみの場合)
1年以内に退職している場合(課税証明書に給与収入あり)	雇用保険受給手続きしない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①離職票(退職証明書も可)②現況書「無職無収入証明書」欄署名
	雇用保険受給手続き予定(自己都合退職)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①離職票(退職証明書も可)②現況書「無職無収入証明書」欄署名<※3>
	すでに雇用保険受給終了	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①離職票(退職証明書も可)②現況書「無職無収入証明書」欄署名
自営業者・個人事業主または不動産・配当所得等がある																		①収入証明書(受給終了記載部分含む)②現況書「無職無収入証明書」欄署名
被保険者と苗字が異なる場合																		①収入証明書(受給終了記載部分含む)②現況書「無職無収入証明書」欄署名
扶養加入理由が結婚・養子縁組の場合																		①収入証明書(受給終了記載部分含む)②現況書「無職無収入証明書」欄署名
扶養者の変更の場合																		①収入証明書(受給終了記載部分含む)②現況書「無職無収入証明書」欄署名
他の健康保険組合で任意継続被保険者(またはその被扶養者)																		①収入証明書(受給終了記載部分含む)②現況書「無職無収入証明書」欄署名

<必要添付書類例>

- ・現況書
- ・パート先の雇用契約書
- ・契約変更後1か月分の給与明細
- ・年金振込通知書
- ・国民健康保険の「資格情報のお知らせ」写し

※複数の項目に該当する場合は、すべての証明書をご添付ください。
 ※市区町村が発行する各証明書類は、提出日から遡って90日以内に発行されたものをご提出ください。
 ※状況により、別途証明書をご提出いただく場合もございますので、その際はご協力お願いいたします。

- ◎以下に該当する方は被扶養者にはなりません。
 - ・月収108,334円以上見込まれる場合(60歳以上または障害年金等受給者は150,000円以上)
 - ・被保険者の収入の2分の1以上の収入がある場合
 - ・別居の方で、被保険者の送金額よりも多い収入がある場合、または別居先で同居している人が主たる生計維持者と判断された場合
 - ・雇用保険・出産手当金・傷病手当金等を受給中の場合(日額3,562円以上、60歳以上は日額4,932円以上)
 - ・子の申請時に、被保険者の収入額が配偶者よりも下回っている場合
 - ・対象者が海外に居住している場合(国内居住要件例外事由に該当する場合を除く)
- ◎上記以外のケースでも状況により扶養認定できない場合もございますのでご了承ください。
- ◎根拠日となる日付(退職日や婚姻日等)から当組合での受付日が60日以上経過した場合は受付日での認定となります。
- ◎出生または被保険者資格取得に伴う扶養申請で、配偶者が加入されずお子様のみ扶養加入される場合は被扶養者異動届の下部にある「配偶者収入欄」をご記入ください。
- ◎収入証明(無収入の場合のみ)を省略できる「学生」とは、定時制・通信制・大学院生・予備校生や社会人大学生(学び直しなど)を除きます。

- <※1> 送金証明書とは、直近の連続した3か月分の銀行振込依頼書または預金通帳の写し(振込・受取名義がわかるもの)を写し、送金金額は認められません。(会社都合による単身赴任の場合は、「会社辞令の写し」の添付により配偶者と子の収入を省略可)
- <※2> 同じ就労先での「収入減」「契約変更」で扶養申請をする際にご提出いただく「資格喪失証明書」は加入していた健康保険組合が証明したもの(協会けんぽ加入の場合は日本年金機構発行)をご添付ください。就労先の証明では認められません。国民健康保険に加入していた場合は、「資格情報のお知らせ」写しをご添付ください。
- <※3> 雇用保険受給予定の方で、受給が開始した際は受給開始日(給付制限終了日の翌日)で扶養削除の届出をしてください。
- <※4> 自営業・個人事業主の場合は、原則国民健康保険の加入となります。例外的に総収入から「直接的経費」を控除した金額が扶養範囲内の収入である場合被扶養者になります。「直接的経費」とは被扶養者認定上の経費であり、所得税法上認められている経費とは異なります。また、従業員等を雇って事業を営んでいる場合は被扶養者にはなりません。
- <※5> 苗字を変更済みであっても、添付書類が旧姓のままになっている場合は、旧姓と変更後の姓がともに記載されている添付書類が必要となります。(戸籍謄本、運転免許証の表裏の写しなど)
- <※6> 被扶養者が外国籍の方の場合は、続柄と在留資格確認のため住民票(世帯全員・続柄省略していないもの)をご添付ください。また、配偶者で入籍されていない方(内縁関係)も住民票(世帯全員・続柄省略していないもの)をご提出ください。その際、続柄が「同居人」等の場合は被扶養者として認められません。